

国際 VHF の規制緩和について

私は今度のイージス艦「あたご」と漁船「清徳丸」の衝突事故について 6 月 29 日の東京新聞の特集記事「共通無線なら防げた」の中の僚船に聞く記事で“ 漁師は年齢も高くアマチュア無線の資格程度でも使える特別処置を ” というのが当を得ている様な気がします。

理由はやはり限られた共通電波周波帯 (1 6 c h &) を無闇に乱用する事は避けるべきで無線電波を利用する最低のマナーは必要だからです 其の為には簡単に取得しやすく又経費も少なく済むアマチュア無線「4 級」程度の資格でレジャーボートも含めお互い視認の中で使える事は海難防止に非常に役立つと思います。 因みに小生は約 30 余年間の外国航路の船長及び航海士の経験をもち退職後も毎日ヨットで相模湾を走り回り自宅ではアマチュア無線機「3 級」の前で毎日東京湾に出入りする船舶の海保トウキョウマーチスとの国際 VHF による交信をモニターして居る者で 今度の事故を機に悪評高い日本の電波法が少しでも外国並みに緩和され今度のような海難事故が再び起こらない事を願っています。

以上

2008 年 6 月 30 日

JSAF 外洋湘南 代議員 森 純男